

愛知県大麻持出し許可申請審査基準

大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 124 号。以下、「法」という。）第 11 条に基づく大麻の持出し申請に係る審査基準等は以下のとおりとする。

法令の定め	審査基準
<p>【法第 11 条】 第一種大麻草採取栽培者は、その所有する大麻をその栽培地外へ持ち出してはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたとき、又は次条第 2 項の規定による届出をしたときは、この限りでない。</p>	<p>【持出しの理由】 大麻を栽培地外へ持ち出す理由は以下のいずれかによる。 ○自らが管理する複数の栽培地間で移動させる場合 ○他の第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合 ○栽培地から当該栽培地外にある保管設備へ移動させる場合 ○その他持出しの理由に合理性が認められる場合</p> <p>【添付書類】 他の第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合、相手方の免許証の写しを添付すること。</p>

附 則

1 この基準は令和 7 年 3 月 1 日から施行する。